

令和6年度（2024年度）北海道生活支援・介護予防充実強化事業委託業務処理要領

第1 目的

この要領は、令和6年度（2024年度）北海道生活支援・介護予防充実強化事業委託業務を円滑かつ効率的に実施するために、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

第2 委託業務の目的

1 アドバイザー派遣

市町村等が、高齢者に対する効果的・効率的な地域の支え合い体制づくりを推進できるよう、市町村における個別具体の課題に応じた支援を行うことを目的とする。

2 生活支援・介護予防充実強化研修

市町村等が、高齢者の地域活動への参加は高齢者自身の生きがいや介護予防等となる観点から踏まえ、住民主体等による多様な生活支援を充実させていくための具体的な取組内容や成果、プロセス等について広く周知することを目的とする。

第3 委託業務の概要

1 運営委員会の設置

生活支援・介護予防充実強化事業に係るアドバイザー派遣や研修企画に当たっては、「運営委員会」を設置し、年間の事業実施方針を検討する。

2 アドバイザー派遣

(1) 対象市町村

住民主体の助け合い等多様な主体による地域づくり等に関する支援を希望する市町村とする。なお、対象市町村の選定に関する事項については、別に定めるものとする。

(2) 支援市町村数

3市町村程度

(3) 支援内容等

支援回数は1～3回程度とし、対象市町村や生活支援コーディネーター等関係職員と協議の上、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業の取組の推進に関する助言、地域住民や関係機関等との協働促進のための支援を行うことができるものとする。なお、支援に係る手順については、別に定めるものとする。

(4) 使用教材

研修の都度、受託者が必要な資料を作成する。

(5) 市町村担当職員の役割について

ア 対象市町村は、支援当日、事業担当職員を1名以上配置し、当該事業の促進のため協力を行うものとする。

イ 対象市町村は、他の市町村から取組内容の見学要望を受けた場合、特段の支障がある場合を除き、受入れるものとする。

3 生活支援・介護予防充実強化研修

(1) 研修内容

ア 対象者 市町村及び生活支援コーディネーター、関係機関・団体職員等

イ 開催回数 年2回程度

ウ 開催地 委託者及び受託者が協議して決定する。

エ 開催期日 委託者及び受託者が協議して決定する。

オ 研修時間 3時間程度

カ 実施方法 集合またはWebを活用した研修

キ 主な内容

講義、演習、実践報告及びグループワーク等多様な方法を組み合わせて行うことができるものとする。

- ・市町村が移動支援や居場所づくりなど生活支援や介護予防に取り組む意義や、先進地域の活動紹介

- ・アドバイザー派遣における具体的な取組内容 等

(2) 受講料

受講料及びテキスト代は徴収しない

(3) アンケート

研修実施後は、受講者にアンケートを実施し取りまとめるとともに、可能な限り次回以降の研修会に反映するように努める。

第4 実施期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日まで

第5 業務処理計画書について

- 1 受託者は、契約締結後速やかに業務処理計画書を委託者に提出するものとする。
- 2 受託者は、業務処理計画書を変更しようとする場合は、あらかじめ変更後の業務処理計画書を委託者に提出し、その承認を得るものとする。

第6 実績報告書について

受託者は、速やかに当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を作成し、令和7年（2025年）3月21日までに、成果品（受講者名簿、研修テキストや研修動画等の研修資料、アンケート等）を委託者に提出する。

なお、成果品の提出にあたっては紙媒体1部及び電子媒体（CD-ROM等）1部を提出する。

第7 個人情報の取扱い

本事業実施に係る個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によること。

第8 その他

その他事業の実施に当たって必要な事項は、委託者と受託者が協議の上決定する。